

応急仮設住宅は、大規模災害で住宅を失った人に、災害救助法に基づき都道府県が一時的な住居として提供するものだ。被災直後の避難所暮らしから、自宅が再建できるまで又は恒久的公営住宅等に入居できるようになるまでの間の、過渡的な住宅と位置づけられていく。

「仮設住宅の抱える問題」
仮設住宅は、大量にかつ急いで作る必要がある。税金で作り、2年しか使わないものもあるので、建設費も安く上げなければならない。このとが、国全体としての公益にもかなう、というところだろう。

風で寒い、とにかく狭くて収納スペースがない……など、様々だ。

「安全性はどうか」
住み心地の問題は毎日のことなので、住民の改善を望むなどとして顕在化しやすいが、火災など全の問題には気づかないことが多い。だが、安全の問題は住み心地とは次元が違う。仮設住宅団地が火災になつて数十戸が延焼するなどという事

だ。関東大震災の後、東京都内で仮設住宅の大規模延焼火災が何度も発生していることを考えると、仮定の話、と済ませることはできない。

いため、設計者、施工者
自治体など建設責任者の
目配り次第、というこ
になる。

裏には一定の防火措置が必要になることが多い。敷地の制約の大きい低設住宅団地で、隣棟間隔を狭めて建てざるを得ない場合に、もしそのよくなな防火措置がなされていないと、1戸の火災が容易に団地全体に延焼してしまう可能性が出てくる。

「出火リスクは高い」
仮設住宅は狭い。生糸
に必要な品物を保管する
スペースが十分でないため、
壁際で積み上げたために
せざるを得ない。一方で、
石油ストーブなど裸火を
使わざるを得ない場面も
多くなる。裸火と可燃

備も熱心に行われていて、器具を全戸に設置してあるようだし、消火器の取扱いに専門的な知識をもつた消防士による巡回点検が実施され、無償貸与に協力してくれたメーカーも多い。とにかく、とにかく、あの手で、仮設住宅が無くなるまで、火災被害や延焼被害を防ぐ努力が求められている。

仮設住宅の火災危険と安全対策

東日本大震災以降、各地に大量の応急仮設住宅が建設され、2012年11月現在、その数は5万3千戸余に上っている。仮設住宅は、その性格上、性能には一定の限界がある。今回は、厳しさがつ

金があてられ原貢として
て1戸あたり234万2千円。広さは9坪(29・7畝)が標準である。仮設なので建築基準法等の規定は原則適用除外だが、設置期間は2年間とされている。

ため、性能的には一定の限界があり、住んでみると問題がたくさん出てくる。

阪神・淡路大地震や新潟県中越地震などの後、このような問題点が具体的に指摘され、今回の地震に際しては改善努力もなされたようだが、費用的な問題もあり十分とはとても言えないようだ。

懲になつたら被災者は二重の苦しみを味わうことになる。自治体など供給側もただでは済まない。

界壁は「準耐火構造」として規定がある。この規定では、小屋裏又は天井裏に達する構造は「準耐火構造」として規定がある。この規定では、小屋裏又は天井裏に達する構造は「準耐火構造」として規定がある。

〔隣棟延焼の防止〕
「延焼のおそれのある部分」の防火措置も要注意だ。仮設住宅団地の場合は、建築基準法が適用になれば、隣棟から3m以内の距離にある外壁と軒

られた土地に建設されることもありそうだ。そんな土地では、本来消防団が火災対策を担つて来たのだが、津波で壊滅状態になつたり、コミュニティがばらばらになつたりして機能しくくなつたりし

まことに、君がなしよろこび見る
るが、仮設住宅暮らしは長くなり、モノが増えて
ると、増加してくる可能性もある。
「仮設住宅の長期化が心配」
性も考えておく必要があるりそうだ。神戸では仮設住宅がなくなくなるまでに5年かかったが、今回その程度で収束する保証はな
いのではないか。
できてしまつた仮設住



恒牧野一

り、これが有事不
隣戸の住民が死亡しないようにする」こと
必要だ。

が、そうでないものからそうなるのが気にならない。これが規定に準じた性能をもつていいる可能性はおなじだ。

いが、津波被災地では消防署や消防車が流されたりして、消防力が十分でないところも少なくない。反対生徒が当方署のとある持

やすいのは当然だ。岩手、量の公営住宅を早急に建設し、維持していくのも、宮城、福島3県の仮設住宅で発生した火災は今のところ7件で、人口あたり2千人以上で全国平均より多い。この反対住宅が長期にわたって設けられるべきではないか。こう考えると、相当数